

# 慰霊の公園で死者への差別と 冒瀆を許してはならない

## 東京都に朝鮮人犠牲者追悼式典への「誓約書」要請の再考と 横網町公園の趣旨に反する集会への対処を求める

..... 趣 旨 .....

東京都は、9月1日に開催される「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」に対して都立横網町公園使用のための占有許可を従来通りに出すべきであり、これを排外主義右翼団体「そよ風」が同日同時刻に主催する集会と同列に規制するべきではない。東京都はむしろ、「慰霊の公園」としての横網町公園の趣旨に鑑みて、関東大震災時の死者を冒瀆し民族差別を煽動する「そよ風」の集会に対し、東京都人権尊重条例の精神に基づいて対処するべきである。

「都立横網町公園は、慰霊の公園でもある」。

東京都公園協会が発行する東京公園文庫『横網町公園』（09年）は、この言葉から始まっている。

1923年9月1日の関東大震災時、3万8000人という最大の被害者を出した陸軍被服廠跡に、この公園が開設されたのは、1930年9月1日。以来、公園中央にある慰霊堂では、震災の死者を弔う法要が行政の手で開催されてきた。

1945年以降は、空襲の犠牲者の法要も行われるようになった。慰霊堂には、関東大震災と東京空襲の死者16万3000人の遺骨が祀られている。

公園内には、「震災遭難児童弔魂像」や「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」をはじめ、東京を襲った二つの大惨事の犠牲者を追悼するモニュメントが数多くつくられてきた。

その一つに、「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑」がある。震災から50年目の1973年、震災下で虐殺の犠牲となった朝鮮人たちを悼む目的でつくられた。建立を呼び掛けた実行委員会には、都議会全会派の幹事長が参加し、約600人が寄付を寄せた。

翌74年からは、追悼碑の前で「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」が毎年9月1日に挙行され、歴代の都知事がこれに追悼文を寄せてきた。

ところが2017年以降、小池百合子都知事は追悼文の送付を取り止めた。さらには昨2019年末、同式典の実行委員会の占有許可申請に対して、東京都は公園使用に関わるいくつかの条件を提示し、これを守れない場合は式典が中止されたり「不許可」になったりしても「異存ありません」との誓約書を書くよう求めるという事態が起きている。

こうした事態を促すきっかけは、2017年以降、追悼式典と同日同時刻に、同じ横網町公園内で、排外主義右翼団体「そよ風」が「真実の関東大震災石原町犠牲者慰霊祭」を開催するようになったことである。都は「そよ風」にも「追悼式典」と同様の誓約書提出を求めており、都の担当者は東京新聞の取材に対して、両者の「トラブル」を回避するために「公平に誓約書をお願いすることにした」とコメントしている（同紙5月26日付）。

都の要請に対して、追悼式典実行委員会は、式典は毎年、瑕疵もなく厳粛に行われてきたとして、これまでどおりに申請を受理し、占有許可を出すよう、都に求める声明を発表した（注1）。

私たちは、今回の東京都の「誓約書」要請に対し、以下の理由において異議を申し立てるものである。すなわち、民族差別の犠牲者を追悼する式典と、民族差別を煽動する集会とを同列に扱い規制することは、「公平」でもなければ「公正」でもない。慰霊のための公園の、しかも9月1日という慰霊の日に、ほかならぬ関東大震災に関わる死者たちを冒瀆し、虚偽によって貶める集会をそのまま容認することは、横網町公園の開園趣旨を真っ向から否定することにほかならない。

「そよ風」の集会は、「真実の関東大震災石原町犠牲者慰霊祭」と銘打ち、公園に隣接する石原町の震災犠牲者を悼む「大正大震災火災石原町遭難者碑」の前で行われている。だが、この「慰霊祭」が、いったい誰を「慰霊」しているのかさえ、実は明確ではない。石原町の町会に何の断りもなく行われていることも分かっている（注2）。

この集会で語られているのは、実際には「朝鮮人たちは…暴徒と化して日本人を襲い、食料を奪い、暴行を働き、あるいは人を殺し、婦女を強姦したのです」「日本人が虐殺されたのが真相です。犯人は不逞朝鮮人、朝鮮人コリアンだった」「（朝鮮人虐殺は）朝鮮人によるでっちあげです」などといった主張である。つまり、関東大震災時の流言を事実として語り、当時の朝鮮人たちを「不逞朝鮮人」と貶めることが集会の趣旨であることは疑いようがない（注3）。

また、そこに集っているのは、各地で民族差別扇動街宣などを行っている排外主義運動の活動家たちである。ヒトラーを信奉するネオナチ団体の元指導者は、この「慰霊祭」で、「私は、いま在日朝鮮人との闘いのまっただなかにいる川崎からやって参りました」と自己紹介し、さらに「600万人のユダヤ人が虐殺された」ことを「ありもしないこと」と発言している。

さらに彼らは、大型拡声器を集会場の外に向けて、つまり朝鮮人犠牲者追悼式典の方角に向けて設置し、「不逞朝鮮人が日本人を虐殺した」といった虚偽に基づくヘイトスピーチを大音量で流すという行動さえ行った（動画有り、注4）。

「そよ風」は2016年から横網町公園の朝鮮人犠牲者追悼碑の撤去を求めて運動している。彼らが開催する「慰霊祭」についても、「そよ風」の顧問が「我々の当面の目標は、来年から彼我両方の慰霊祭が許可され」なくなることだと書いている（注5）。つまり、朝鮮人犠牲者追悼式典と共に開催不許可となって消滅することが「慰霊祭」の「目標だ」と公言しているのである。

石原町の震災犠牲者を悼む碑の前で、朝鮮人犠牲者の追悼碑と追悼式典を消滅させることを目的として、虚偽に基づいて朝鮮人虐殺犠牲者を貶める集会を開く。これは、二重三重に、震災時の死者を冒瀆する行為である。

横網町公園は、東京という都市の「慰霊の公園」である。9月1日は、関東大震災の死者を悼む日である。この日に、この公園内で、震災時の死者を貶め民族差別を煽動する行為は、決して許されるべきではない。

東京都人権尊重条例は、「誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さないこと」を掲げている（注6）。東京都に求められているのは、差別の犠牲者たる朝鮮人を追悼する営みと、死者を貶め民族差別を煽動する企みを同列視して規制することではない。人権尊重条例にのっとり民族差別をやめさせ、「慰霊の空間」としての横網町公園の精神をゆるぎなく尊重するために、しかるべき判断を下し、行動することである。

以上、声明する。

2020年6月11日

（注1） 追悼式典実行委の声明はこちら。

<https://blog.goo.ne.jp/nicchokyokai-honbu/e/f5b46a21aacefcb2fd39a84ba450fa1a>

（注2） 安田浩一「朝鮮人犠牲者追悼のウラで行われた「虐殺を否定する」慰霊祭」（19年9月21日付）。

<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/67331>

（注3） 「そよ風」ブログ記事「関東大震災石原町犠牲者真実の慰霊祭その2」（19年9月3日付）掲載の動画より文字起こし。

<http://blog.livedoor.jp/soyokaze2009/archives/51911984.html>

※6月10日、「そよ風」ブログで同動画を非公開としたことを確認。ただし、その一部は今もこちらで見ることができる。

<https://www.youtube.com/watch?v=A8nG8xDiyZg>

「そよ風」の「慰霊祭」での全発言内容を知りたい方は下記メールアドレスまでご連絡ください。データを提供します。

（注4） 毎日新聞youtubeサイト「静かな追悼の場にヘイトスピーチ」（19年9月10日、7分）。

<https://www.youtube.com/watch?v=SluOsjF7JdE>

（注5） 「83歳いまだ現役！日々録」ブログ記事「再び、村田春樹氏からの急告！」（18年8月31日付）。

<http://blog.livedoor.jp/monnti3515/archives/1072439669.html>

（注6） 正式名称は「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」（19年4月施行）。

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/tobira/pdf/regulations2.pdf>

# 賛同人

愛須勝也	弁護士
赤石あゆ子	弁護士
明戸隆浩	社会学者
荒川庸生	真宗大谷派僧侶、日本宗教者平和協議会代表理事
飯島滋明	名古屋学院大学教授、憲法学・平和学
飯塚拓也	日本キリスト教協議会／東アジアの和解と平和委員会委員長
池田香代子	翻訳家
池田賢太	弁護士
石川勇吉	浄土真宗僧侶、愛知宗教者平和の会代表世話人
板垣竜太	同志社大学教員
伊地知紀子	大阪市立大学文学研究科教授
伊藤朝日太郎	弁護士
稲垣克彦	旭川医科大学准教授、物理学
稲葉奈々子	上智大学
指宿昭一	弁護士
上杉聰	大阪市立大学元教授
鶴飼哲	一橋大学名誉教授、フランス文学・思想
内田樹	神戸女学院大学名誉教授
内田雅敏	弁護士
内海愛子	大阪経済法科大学特任教授
及川英二郎	東京学芸大学教授、歴史学
岡本朝也	関西学院大学非常勤講師、社会学
小武正教	浄土真宗本願寺派僧侶、念仏者九条の会共同代表
落合知子	神戸大学准教授、異文化間教育学
小野文瑛	日蓮宗僧侶、「群馬諸宗教者の集い」代表
小山弘泉	東京宗教者平和の会・事務局長、浄土真宗本願寺派僧侶
加藤圭木	一橋大学大学院社会学研究科准教授、歴史学
加藤直樹	ノンフィクション作家
香山リカ	精神科医
河かおる	滋賀県立大学教員、歴史学
川野英二	大阪市立大学教授、社会学
姜文江	弁護士
北川知子	大学非常勤講師、日本植民地教育史研究会運営委員
金貴粉	ハンセン病資料館
金尚均	龍谷大学
金星玉	弁護士
金性済	日本キリスト教協議会総幹事
金哲秀	朝鮮大学校教員
金明秀	関西学院大学教授、社会学
清末愛砂	室蘭工業大学大学院准教授
郭基煥	東北学院大学教授、共生社会論

國本依伸	弁護士、大阪弁護士会
熊本理抄	近畿大学教員
黒坂愛衣	東北学院大学教員
ケイン樹里安	大阪市立大学都市文化研究センター研究員
上瀧浩子	弁護士、京都弁護士会、上瀧法律事務所
児玉晃一	弁護士
蔡忠浩	ミュージシャン / bonobos
齋藤直子	大学教員
坂手洋二	劇作家・演出家
佐藤由紀子	弁護士
志田なや子	弁護士
島田虎之介	漫画家
島田雅彦	作家、法政大学教授
清水雅彦	日本体育大学教授、憲法学
下川雅嗣	上智大学
愼蒼宇	法政大学教員、歴史学
須賀誠二	日本基督教団隠退教師
菅充行	弁護士、大阪弁護士会
須藤正樹	弁護士
青龍美和子	弁護士
平良愛香	日本基督教団牧師
高谷幸	大阪大学准教授、社会学
高橋哲哉	哲学者
武田隆雄	日本山妙法寺僧侶
田中俊	弁護士、日本国際法律家協会理事
田中宏	一橋大学名誉教授
田中正敬	専修大学文学部教授、歴史学
田平正子	世界エスペラント協会元委員
田村元彦	西南学院大学准教授、政治学
田巻紘子	弁護士
樽井直樹	弁護士
丹野清人	東京都立大学
張界満	弁護士
鄭幸子	岡山大学
外村大	東京大学教員、日本現代史
冨増四季	弁護士、京都弁護士会
豊福誠二	弁護士、京都弁護士会、にしき法律事務所
仲岡しゅん	弁護士、大阪弁護士会、うるわ総合法律事務所
中川敬	ミュージシャン / ソウル・フラワー・ユニオン
中川五郎	フォーク歌手
中沢けい	作家、法政大学教授
中島京子	小説家
永田浩三	ジャーナリスト・武蔵大学教授
中野晃一	上智大学教授、政治学
丹羽正雄	弁護士、大阪弁護士会、たんぽぽ総合法律事務所

能川元一	大学非常勤講師
野澤裕昭	弁護士
萩尾健太	弁護士
朴沙羅	ヘルシンキ大学文学部講師
ハン・トンヒョン	日本映画大学准教授、社会学
樋口直人	早稲田大学教員
樋口里華	九州国際大学
平井玄	非正規思想家
平野啓一郎	作家
弘田しづえ	カトリック正義と平和協議会
藤永壮	大阪産業大学教授、歴史学
藤野裕子	東京女子大学准教授、歴史学
「部落問題」にとりくむ宗教教団東京地区連帯会議	議長 長谷川岱潤
古屋敷一葉	カトリック修道女
星野智幸	作家
星出卓也	日本長老教会西武柳沢キリスト教会牧師
前田朗	東京造形大学教授、人権論
松浦悟郎	カトリック司教
松崎暁史	弁護士
松谷満	中央大学
丸川哲史	明治大学政治経済学部 / 教養デザイン研究科教授
三浦まり	上智大学
光延一郎	イエズス会司祭、上智大学教授
蓑輪秀一	真宗大谷派僧侶
宮川英一	立教学院史資料センター、歴史学
宮沢直人	日本エスペラント協会理事
宮下萌	弁護士
村上あかね	桃山学院大学社会学部准教授
森川文人	弁護士
森千香子	同志社大学教員
師岡康子	弁護士
山口二郎	法政大学教授
山崎雅弘	戦史・紛争史研究者
山崎龍明	浄土真宗本願寺派僧侶
山田朗	明治大学教授、歴史教育者協議会委員長
シャロン・ユン	ノートルダム大学
吉方べき	ソウル大学先任研究員
吉澤文寿	新潟国際情報大学教授、歴史学
吉野寿	ミュージシャン / eastern youth
レシユケ綾香	エアランゲン・ニュルンベルク大准教授
若月家光	弁護士
渡辺美奈	アクティブ・ミュージアム「わたしの戦争と平和資料館」(wam) 館長